



自立相談支援事業 (一人ひとりに応じた支援プランを作ります)

経済的な問題等で生活に不安がある方に対し、どのような支援が必要かを一緒に考え、本人の意向を踏まえた具体的な支援プランを作成し、自立に向けたサポートを行います。



住居確保給付金の支給 (家賃相当額を支給します)

失業や離職などにより住居を失った又はそのおそれのある方に対し、就職に向けた活動をする事等を条件に、期限付きで家賃相当額を支給します。
※65歳未満かつ一定の資産・収入に関する要件を満たしている方が対象となります。



一時生活支援事業 (緊急で衣食住を必要としている方へ)

一定の住居を持たない方や車上やネットカフェ等の不安定な住居形態にある方へ、緊急一時的に宿泊場所や衣食の提供を行います。同時に自立に向けた就労支援も行います。



就労支援 (ハローワークとの一体的な支援を行います)

「求職活動しているがなかなか就職できない」「安定した生活のために転職を考えている」など、仕事を探している方に対し、キャリアカウンセリングや求人応募に関する助言を行い、就職に向けたお手伝いを行います。



子どもの学習支援事業 (子ども・保護者を支援します)

経済的な理由などから、学習する環境の確保が難しい子どもに対し、学習環境の提供と学力・学習意欲の向上を図るための支援(※生活困窮世帯などの高校受験を目指す中学生を対象にした通塾費用の支給)を行います。※一定の要件、受付期間あり。
また日常生活習慣に関することや進学に関する保護者への助言など、子どもと保護者双方に対し相談を受けます。

相談支援の流れ

1 まず、困っていることを何でも話してください

- ・就労や家庭、心身状態など、現在抱えている問題を相談員が広くうかがい、整理します。
- ・相談の内容によっては、こちらで継続的な支援を行うか、他の適切な専門機関へとつなげるかを判断します。(他の機関へつなげる場合にも、同行支援など確実につなげるよう支援を行います)



2 相談者と一緒に自立への計画を立てます

- ・相談者本人だけでなく、世帯やそれを取り巻く状況など抱えている課題を評価・分析し、解決に向けた支援を探ります。
- ・相談者の希望を尊重しながら、必要な支援が計画的に行われるように自立に向けたプラン(自立支援計画)を策定します。



3 自立(目標)に向けて、一緒に取り組みます

- ・決定したプランに基づいて支援サービスが提供されます(問題解決のため、関係機関と連携し支援を行うこともあります)。
- ・個々の状況に合わせて継続して支援します。



問合せ：生活福祉課 ☎ 893-4411 内線104・568~570



経済的に苦しい… 仕事が見つからない…
どこに相談していいかわからない…



あなたの抱えている
生活の不安や心配
ご相談ください

相談
無料

～平成27年4月より生活困窮者自立支援法が始まりました～

生活困窮者自立支援法とは？

失業や非正規雇用、低所得などで経済的に困っている方に対し、一人ひとりの状況に応じたサポートをすることで、地域において自立した生活が送れるよう支援する制度です。

生活に困っている方は、経済的な問題だけでなく、健康上の問題、家庭の問題など様々な悩みを複合的に抱えている場合があり、それらの悩みを受け止め、課題を整理し、改善に向けた支援を行います。

相談できる方

宜野湾市内に居住している方で、生活や就職などに困っている方であれば、どなたでも相談できます。(相談については、幅広くお伺いします)ご家族やご友人など、周りの方からの相談も受け付けます。
※ただし、生活保護受給者は対象外となります。

●生活に関すること

- ・収入が少なく家計が厳しい
- ・借金の返済が大変
- ・電気、ガス、水道が止められている、税金を滞納している
- ・食料がなく困っている など

●仕事に関すること

- ・仕事が続かない、見つからない
- ・働く意欲はあるが、自信がない
- ・ずっと働いていないため、就職が不安、求職活動の仕方が分からない など

●住まいに関すること

- ・家賃が支払えず、追い出されそう
- ・住むところがない
- ・失業により今後の家賃の支払いが不安 など

●家庭に関すること

- ・引きこもりなど気になる家族がいる
- ・塾へ通わせたいが、塾代に困っている
- ・育児で悩んでいる など

例えばこんなことで
困っていませんか？

そんな時は…

●健康に関すること

- ・入院、通院費用の支払いが心配
- ・病気で働けなくなった など

生活福祉課へご相談ください。来所または電話でのご相談を受け付けております。
(窓口に来られない場合は、相談員が訪問することも可能です。)
生活困窮者は、自らSOSを出すことができない場合があります。周りに困っている方がいたら、生活福祉課まで情報提供してください。